

令和4年第9回定例教育委員会会議

開催日時 令和4年9月29日（木）

午後1時30分

場 所 中央図書館2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第39号 令和5年度当初教職員人事異動方針・細部事項について
- 議案第40号 教育委員会職員の人事について
- 議案第41号 富士見市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第42号 富士見市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第43号 富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第二 報告事項

- (1) 令和4年9月定例市議会の報告について
- (2) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること）
- (3) 富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
- (4) 全国学力・学習状況調査の結果について（速報）
- (5) 埼玉県学力・学習状況調査の結果について（速報）

その他

○教育行政方針に基づく進捗状況の報告

- (1) 令和4年度第10期子ども大学☆ふじみ事業実施報告について
- (2) イングリッシュサマーキャンプ及び英検補助金の取組状況について
- (3) 市制施行50周年記念事業「水子貝塚星空シアター2022」について

○イベント案内等

- (1) ほるたま展2022について
- (2) 南畑公民館における埋蔵文化財写真パネル展示の実施について

議案第39号

令和5年度当初教職員人事異動方針・細部事項について
令和5年度当初教職員人事異動に係り、富士見市教育委員会として別添のとおり実施するものである。

令和4年9月29日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

令和5年度当初教職員人事異動を行うにあたり、本市の人事異動方針・細部事項を定めたいので、この案を提出します。

令和5年度当初富士見市教職員人事異動の方針

1 基本方針

- (1) 教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 配当定員に対して欠員を生ずる場合は、西部教育事務所、他市町村教育委員会の協力を得て、その補充に努める。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

(7) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

令和5年度当初富士見市立学校教職員人事異動方針細部事項

令和5年度当初富士見市立学校教職員人事異動は、「令和5年度当初富士見市教職員人事異動の方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、職員の再任用に関する条例によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

- (6) 学校栄養職員については、職務経験等を考慮し、計画的、積極的な異動を行う。
- (7) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として他市町村への異動を行う。
- (8) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (9) 欠員を補充するための異動については、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
- (10) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中・特別支援学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して積極的に行う。
- (11) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (12) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (13) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (14) 小中学校9年間を一貫した教育及び特別支援教育の推進を図るために、小・中・特別支援学校間の異動に努める。
- (15) 教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (16) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (17) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (18) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、別紙「令和5年度当初教員人事異動におけ

る富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の
期限付人事交流に関する実施要領」に基づき、富士見市立小・中学校
教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極
的に行う。

4 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長
期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによ
り、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後におけ
る最初の3月31日とする。

イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところ
によるものとする。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」
は、令和4年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の
希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭
の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

令和5年度当初教員人事異動における富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の期限付人事交流に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の人事交流を通して、教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実に資することを目的として、期限付人事交流に必要な事項を定めるものである。

2 交流の方法

富士見市教育委員会(以下、「教育委員会」という)は、富士見市立小・中学校(以下、「小・中学校」という)、富士見市立富士見特別支援学校(以下、「富士見特別支援学校」という)との連携、協力を図り、校長から推薦された者の中から、期限付人事交流の対象者を決定する。

3 交流の期間

期間は、原則として3年とする。

4 交流対象者

交流に基づく配属先となる学校に必要な小学校又は中学校の教諭の普通免許状を所有し、異校種での勤務を希望する意欲のある教員のうち、校長の推薦に基づき、教育委員会が適当と認めた者。

5 実施手続き

(1) 手続き

ア 小・中学校の場合

小・中学校長は、「富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書」(様式1-1小学校、様式1-2中学校)に推薦する人物の「人事に関する調書」の写しを添付し、教育委員会へ提出する。

イ 富士見特別支援学校の場合

富士見特別支援学校長は、「富士見市立小・中学校との期限付人事交流推薦書」(様式2)に推薦する人物の「人事に関する調書」の写しを添付し、教育委員会へ提出する。

(2) 提出期限

令和5年度当初人事関係書類提出日

様式 1 - 1 (小学校)

富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立 小学校
校 長

令和5年度当初人事における、富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏 名	年齢	勤務校 年 数	所 見 (主な校務分掌・研修歴等)	備考

様式 1 - 2 (中学校)

富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立 中学校
校 長

令和5年度当初人事における、富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏 名	年齢	教科	勤務校 年 数	所 見 (主な校務分掌・研修歴等)	備考

様式2

富士見市立小・中学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立富士見特別支援学校

校 長

令和5年度当初人事における、富士見市立小・中学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏名	年齢	学部	勤務校 年数	所見 (主な校務分掌・研修歴等)	異動希望 校種	備考

議案第41号

富士見市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定
について

富士見市学校給食センター運営委員会規則（昭和60年教委規則第2号）の一部を
改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年9月29日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に伴い、富士見市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市学校給食センター運営委員会規則（昭和60年教委規則第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 運営委員会は、次の各号について審議するものとする。</p> <p>(1) 年間事業計画に関すること。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 物資納入業者契約等に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他学校給食センターの運営に関し必要と認めたこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> 運営委員会の庶務は、<u>教育部</u> 学校給食センターにおいて処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、富士見市教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 運営委員会は、次の各号について審議するものとする。</p> <p>(1) 年間事業計画に関すること。</p> <p><u>(2) 歳入歳出予算及び決算に関すること。</u></p> <p><u>(3) 物資納入業者契約等に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他学校給食センターの運営に関し必要と認めたこと。</u></p> <p><u>(監査)</u></p> <p><u>第7条</u> <u>運営委員会に給食対象者から徴収する給食費に関する事務を監査するため、監査委員2名を置く。</u></p> <p><u>2 監査委員は、第3条第1項第1号並びに第4号に定める運営委員の互選とする。</u></p> <p><u>(部会の設置)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>この会に必要な部会を置くことができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> 運営委員会の庶務は、<u>富士見市学校給食センター</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、富士見市教育委員会が別に定める。</p>

議案第42号

富士見市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

富士見市学校給食センター設置条例施行規則（昭和61年教委規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年9月29日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例及び富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に伴い、富士見市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市学校給食センター設置条例施行規則（昭和61年教委規則第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、富士見市学校給食センター設置条例（昭和41年条例第3号。_____）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(事務分掌)</u></p> <p>第2条 <u>学校給食センターの事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 施設設備の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 給食物資の調達、検収及び保管に関すること。</u></p> <p><u>(3) 献立作成に関すること。</u></p> <p><u>(4) 給食調理業務に関すること。</u></p> <p><u>(5) 給食の配送に関すること。</u></p> <p><u>(6) 検食に関すること。</u></p> <p><u>(7) 衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(8) 栄養指導に関すること。</u></p> <p><u>(9) 給食費に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他学校給食に関すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、富士見市学校給食センター設置条例（昭和41年条例第3号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(給食の対象者)</u></p> <p>第2条 <u>給食を受ける者は、市立小・中学校に在学するすべての児童生徒及びこれらの機関に属する職員並びに学校給食センターの職員とする。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第3条 <u>学校給食センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 学校給食施設の設置及び維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 学校給食の実施計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校給食実施校との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校給食物資取扱業者の登録に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校給食関係職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(7) 学校給食に係る調査及び統計に関すること。</u></p> <p><u>(8) 調理及び献立作成に関すること。</u></p> <p><u>(9) 食材料及び物資に関すること。</u></p> <p><u>(10) 検食に関すること。</u></p> <p><u>(11) 食品衛生に関すること。</u></p> <p><u>(12) 職員の衛生管理に関すること。</u></p> <p><u>(13) 栄養指導及び給食の普及奨励に関すること。</u></p>

(削除)

(所長の職務)

第3条 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(削除)

(事務の分担)

第4条 職員の事務分担は、所長が定める。

(専決事項)

第5条 所長は、富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号。以下「決裁規程」という。）別表第1 教育長決裁事項及び共通専決事項の表の課長専決事項を専決することができる。

(削除)

2 前項に規定するもののほか、学校給食センターにおける事務の決裁については、決裁規程を準用する。

(削除)

(14) その他学校給食に関すること。

(職員)

第4条 条例第2条に規定する事務職員は、副所長、専門員、主査、主任、主事、主事補とする。

(_____職務)

第5条 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、上司の命を受け、それぞれの事務又は業務に従事する。

(事務の分担)

第6条 職員の事務分担は、所長が定める。

(所長の専決事項)

第7条 所長は、富士見市教育委員会事務決裁規程（昭和58年教委訓令第2号。以下「決裁規程」という。）別表第1 に定める課長専決事項を専決することができるほか、次の事項を専決することができる。

(1) 給食物資で短時日に必要とする物資の購入に関すること。

(2) 給食物資の購入に係る物資等の監督及び検査に関すること。

(3) 給食献立_____に関すること。

(4) 施設設備の管理に関すること。

(5) その他所長の責任において軽易であると思われる事項の処理

2 前項に規定するもののほか、学校給食センターにおける事務の決裁については、決裁規程を準用する。

(学校給食経費の額及び負担)

(文書記号)

第6条 学校給食センターの文書記号は、富教給とする。

(服務及び文書)

第7条 この規則に定めるもののほか、学校給食センター職員の服務、文書の取扱い等については、富士見市教育委員会事務局組織規則(令和3年教委規則第1号)の例による

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第8条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、市費をもってあてる。

2 前項に規定する以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに職員の負担とし、その額は教育委員会が決定する。

(文書記号)

第9条 学校給食センターの文書記号は、富教給とする。

(服務及び文書)

第10条 この規則に定めるもののほか、学校給食センター職員の服務、文書の取扱い等については、富士見市教育委員会事務局組織規則(令和3年教委規則第1号)の例による

議案第43号

富士見市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）の一部を改正する訓令
を別紙のとおり制定する。

令和4年9月29日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

育児休業制度の変更等に伴い、富士見市立学校職員服務規程の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業等)</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは、原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、<u>2週間前</u>）までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、<u>2週間前</u>）までに、育児休業承認請求書（様式第17号）をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 職員は、育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ<u>育児短時間勤務計画書（様式第20号）</u>を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第17条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは、原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前_____</p> <p>_____までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前_____</p> <p>_____までに、育児休業承認請求書（様式第17号）をもって教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 職員は、<u>育児休業条例第3条第4号</u>の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ<u>育児休業等計画書（様式第20号）</u>を育児休業承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、<u>育児休業条例第11条第5号</u>の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ<u>育児休業等計画書</u>を育児短時間勤務承認請求書とともに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>6 職員は、第1項から第3項までの請求に係り、教育委員会の指示があった場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>

様式第17号及び第20号 別紙のとおり

附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、改正前の富士見市立学校職員服務規程に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

(宛先) 埼玉県教育委員会

学校名
職 名
氏 名

次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を 請 求 し ま す 。
育 児 休 業 の 期 間 の 延 長

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。）	
	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあつては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

(宛先) 埼玉県教育委員会

学校名
職 名
氏 名

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

令和4年9月定例会市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

- (1) 富士見市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
- (3) 令和4年度富士見市一般会計補正予算（第5号）
《概要》
 - ・富士見特別支援学校の会議室を教室として整備するもの。
 - ・学校給食調理業務等の民間委託化に関し、債務負担行為を設定するもの。
- (4) 令和3年度富士見市一般会計歳入歳出決算認定について
- (5) 工事請負契約の締結について

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《尾崎 孝好 議員》

1. 教育行政について

- (1) 第2次富士見市教育振興基本計画の見直しに向けた取組の状況は

《篠田 剛 議員》

1. 災害対策の推進について

- (1) 公共施設の駐車場に浸透施設の整備を

《宮尾 玲 議員》

1. 学校図書館について

- (1) 「特別支援学校設置基準」に基づき特別支援学校にも独立した学校図書館の整備を

生涯学習課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 行財政改革について

- (1) 寄附の受入れについて

- ①「Amazonほしい物リスト」を活用した寄附の受入れについて（小松市・浜松市の例）

《村元 寛 議員》

1. お金の市民相談窓口の設置を

(1) 金融庁など外部機関と連携し各世代向け出前講座などの開催を
学校教育課

《関野 兼太郎 議員》

1. 学校の情報公開の一手段であるホームページについて
 - (1) 運営管理はどのように行われているのか
 - (2) 掲載内容はどのような基準があるのか

《佐野 正幸 議員》

1. 子どもの安全・子育て環境の向上について
 - (1) 学校の各閉鎖の対応について伺う

《根岸 操 議員》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 市内の感染現状について
 - ①感染状況について
 - (2) 今後の対応について
 - ①これまでの状況を踏まえ、どのような取組を考えているか
2. 教育行政について
 - (1) タブレット端末等による児童・生徒への健康面での影響について

《尾崎 孝好 議員》

1. 教育行政について
 - (1) 部活動の地域への移行についての検討の現状は
 - (2) G I G Aスクール構想に伴う取組の現状は
 - (3) S T E M教育の推進に向けた考え方は

《宮尾 玲 議員》

1. 学校図書館について
 - (1) 文部科学省の通知に基づき学校図書館のさらなる環境整備を
 - ①学校図書館の電子化を
 - ②学校図書館司書の処遇改善と勤務時間の拡大を

《加賀 奈々恵 議員》

1. 小中学校における子どもの安心、安全のための取組について
 - (1) 全ての小中学校に生理用品の設置を
 - (2) 女兒生徒が抱える月経困難に対して早期発見するための取組の充実を
 - (3) 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づいた生命の安全教育の取組を
2. 学校に行けない、行かない児童生徒が健康診断を受けられる仕組みづくりについて
 - (1) 大阪府吹田市を参考に、不登校児童生徒が健康診断を受けられる仕組みづくりを

《熊谷 麗 議員》

1. 市内中学校の制服について
- (1) 新制服へ移行する場合の周知方法について

《村元 寛 議員》

1. 部活動の地域移行について
- (1) 生徒、保護者、教員への対応は
- (2) 人材派遣会社の活用を視野に持続可能な対応を
2. 教員不足解消について
- (1) 教員不足解消の対策は

教育相談室

《関野 兼太郎 議員》

1. 長引く新型コロナウイルス感染症のまん延が及ぼす子どもたちへの影響について
- (1) 令和4年度の1学期時点の不登校児童生徒数は

鶴瀬公民館

《木村 邦憲 議員》

1. 平和施策について
- (1) 広島や長崎での被爆体験の記録映像を平和教育として活用してはどうか

《村元 寛 議員》

1. 障がい者支援について
- (1) 公共施設などへ避難用車イス補助用具の設置を

南畑公民館

《伊勢田 幸正 議員》

1. 行財政改革について
- (1) 図書館（分館含む）、水谷東公民館図書室以外の公共施設にある図書の管理について

学校給食センター

《篠田 剛 議員》

1. スマートフォン決済アプリの推進について
- (1) 公会計における給食費について
2. 災害対策の推進について
- (1) 救給カレーの取組について

専 決 処 理 の 報 告 に つ い て

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

1 教育委員会職員の人事発令について

令和4年9月29日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり教育委員会職員に対し、採用辞令を発令することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 内容

令和4年9月1日付 新規採用職員

氏 名	新 任 職	現 任 職
鈴木 洋	教育部学校教育課指導主事	富士見市立鶴瀬小学校主幹教諭

2 専決処理の理由

採用辞令の発令について、緊急に処理しなければならず、かつ委員会を招集するいとまがなかったため。

令和4年9月1日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和4年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（学校給食等の申込み）

第3条 学校給食及びこれに準じて実施される食事の提供（以下「学校給食等」という。）を受けようとする者（その者が児童又は生徒の場合はその保護者等）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により市長に学校給食等の申込みをするものとする。

- (1) 学校給食の提供を受けようとする者 富士見市学校給食申込書（児童・生徒用）（様式第1号）の提出による方法
- (2) 年度を通じて学校給食に準じて実施される食事の提供を受けようとする者 富士見市学校給食等申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出による方法
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 市長が指定する申込方法

2 前項第1号又は第2号に掲げる申込をした者は、当該申込の内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。ただし、市長が公簿等によりその事実を確認できる場合は、この限りでない。

（学校給食費の額）

第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める学校給食費の額は、別表第1に規定する区分に応じて掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月分については、別表第2に規定する区分に応じて定める額に当該月分の学校給食等の実施日数を乗じて得た額とする。

- (1) 小学校第1学年の4月分
- (2) 中学校第3学年の3月分
- (3) 特別支援学校小学部第1学年の4月分及び第6学年の3月分

(4) 特別支援学校中学部及び高等部の第3学年の3月分

3 前2項の規定にかかわらず、学校給食に準じて実施される食事の提供を受けるとき（前条第1項第2号に規定する申込みによるものを除く。）の1回当たりの学校給食費の額は、別表第2に規定する区分に応じて定める額とする。

（学校給食費の額の調整等）

第5条 前条の規定にかかわらず食物アレルギーにより学校給食等の一部を受けることができない者の学校給食費の額（以下「アレルギー食の額」という。）は、前条各項で算出した額から当該各項の区分に応じた別表第3の場合及び区分ごとの金額を控除した額に調整する。

2 次の各号のいずれかに掲げる事由により学校給食等の実施がない日がある者の当該月分の学校給食費の額は、前条第1項若しくは第2項又は前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する学校給食費の額（前項の規定に該当する場合は、別表第2に規定する区分に応じて定める額から当該区分に応じた別表第3の場合ごとに掲げる1回の額をその場合ごとにそれぞれ控除した額）に、当該月分の学校給食等の実施日数から当該者について各号に掲げる事由により当該月分の学校給食等を実施しなかった日数を減じて得た日数を乗じて得た額（以下「調整額」という。）とする。ただし、別表第1に規定する区分に応じて掲げる月分の学校給食費の額（アレルギー食の額の場合は、当該額からその区分に応じた別表第3の場合ごとに掲げる月分の額をその場合ごとにそれぞれ控除した額）を上限とする。

(1) 転入、転出その他の理由により、児童又は生徒が月の途中から学校給食を受け、又は受けることができないとき。

(2) 傷病等により、市が学校給食等を実施する日において、連続して5日以上（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）学校給食等を受けることができないことを理由に停止を希望するとき。

(3) 災害等のやむを得ない理由により、市が学校給食等を実施することができないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

3 学校給食費負担者は、第1項に定めるアレルギー食の額の調整に係る事実が生じ、又は当該事実に変更があるときは、調整した学校給食費の額の適用を受けようとする

る月分の最初の学校給食等の実施5日前（休日を除く。）までに市長に申し出なければならない。ただし、第3条第1項の学校給食等の申込みに伴い当該申出をした場合は、この限りでない。

4 学校給食費負担者は、第2項第2号に掲げる事由により、学校給食等の停止又は再開を希望するときは、当該停止又は再開をしようとする日の5日前（休日を除く。）までに富士見市学校給食等停止（再開）届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

（学校給食費の額の決定及び通知）

第6条 市長は、前2条の規定により、学校給食費の額を決定し、又は変更したときは、学校給食費負担者に通知しなければならない。

（学校給食費の納付の方法）

第7条 学校給食費負担者は、学校給食費を口座振替の方法その他市長が適当と認める方法により納付するものとする。

（学校給食費の納期限）

第8条 条例第5条に規定する規則で定める日（以下「納期限」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、納期限が休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、試食会その他これに類するものにおいて学校給食等を受けるときの納期限は、当該学校給食等を受けた日の属する月の末日（当該日が休日に当たるときは、その翌日）とする。

（学校給食費の還付）

第9条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定により、第4条第1項又は第2項に規定する学校給食費の納付後に当該学校給食費の額と調整額に差額が生じたときは、その差額を還付し、又は未納の学校給食費に充当するものとする。

（学校給食費の減免）

第10条 条例第6条に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 災害等により納付の資力を失ったとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第6条の規定により学校給食費の減額又は免除を受けようとする学校給食費

負担者は、富士見市学校給食費減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して、富士見市学校給食費減免可否決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした学校給食費負担者に通知しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 学校給食費の管理に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

別表第1（第4条関係）

月分	納期限	学校給食費の額			
		小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
4月分	5月末日	一律 4,300 円	一律 5,100 円	一律 4,800 円	一律 5,600 円
5月分	6月末日				
6月分	7月末日				
7月分	8月末日				
8月・9月分	9月末日				
10月分	10月末日				
11月分	11月末日				
12月分	12月25日				
1月分	1月末日				
2月分	2月末日				
3月分	3月末日				

別表第2（第4条関係）

	小学校	中学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部・高等部
1 回当たりの学校給食 費の額	250 円	300 円	280 円	320 円

別表第3（第5条関係）

区分	控除する学校給食費の額					
	飲用の牛乳を摂取する ことができない場合		パン・麺を摂取するこ とができない場合		飲料を除く学校給食等 を摂取することができ ない場合	
	月分	1回	月分	1回	月分	1回
小学校	800 円	50 円	400 円	20 円	3,500 円	200 円

中学校	800 円	50 円	400 円	20 円	4,300 円	250 円
特別支援学校 小学部	800 円	50 円	200 円	10 円	4,000 円	230 円
特別支援学校 中学部・高等部	800 円	50 円	200 円	10 円	4,800 円	270 円

様式第1号（第3条関係）

富士見市学校給食申込書（児童・生徒用）

年 月 日

（宛先）富士見市長

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条の規定により、下記の児童又は生徒が富士見市立学校に在学する期間中の学校給食を申し込みます。また、以下の事項について全て同意します。

- 1 学校給食費について、定められた額を納期限までに納入すること。
- 2 学校給食費の管理を実施する上で必要な範囲内で学校関係者と情報を共有すること。
- 3 学校給食費を滞納したときは、支払督促などの法的措置を執行するため、公簿等により居住実態や課税、納税状況等を関係部署に照会すること。

記

学校名	学年
（ふりがな） 児童又は生徒氏名	
保護者等氏名 （納入義務者）	
住所	
電話番号	

備考

- 1 この申込書は、児童又は生徒1名につき1枚提出してください。
- 2 口座振替により学校給食費を納付する場合は、口座振替依頼書を添付してください。
- 3 食物アレルギー等により特別の配慮を要する場合は、市長が指定する書類を提出してください。

様式第2号（第3条関係）

富士見市学校給食等申込書（教職員等用）

年 月 日

（宛先）富士見市長

富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第3条の規定により、下記の者が富士見市立学校又は富士見市学校給食センターに在勤する期間中の学校給食等を申し込みます。

記

学校名等	
氏名 (納入義務者)	
住所	
電話番号	

備考

- 1 口座振替により学校給食費を納付する場合は、口座振替依頼書を添付してください。
- 2 食物アレルギー等により特別の配慮を要する場合は、市長が指定する書類を提出してください。

様式第3号（第5条関係）

富士見市学校給食等停止（再開）届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先

学校給食等を（停止・再開）したいので、富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第5条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

学校名等		
学年・組	学年	組
(ふりがな) 氏名		
停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
再開日	年 月 日	
停止又は 再開の理由		
事務処理欄		

備考

- 1 学校給食等の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- 2 この届は、停止又は再開を希望する日の5日前（休日を除く。）までに提出してください。
- 3 停止期間には、連続して5日以上、学校給食等を受けることができない日を含む必要があります。

様式第4号（第10条関係）

富士見市学校給食費減免申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先

次の理由により学校給食費の減額又は免除を受けたいので、富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により、申請します。

申請理由			
対象者	(ふりがな) 氏名	学校名等	学年
			年
			年
			年
			年
			年

※添付書類：減免を受けようとする理由が確認できる書類

様式第5号(第10条関係)

富士見市学校給食費減免可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで申請のありました富士見市学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、富士見市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

決定内容			
決定理由			
対象者	(ふりがな) 氏名	学校名等	学年
			年
			年
			年
			年

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士見市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士見市を被告として(訴訟において富士見市を代表する者は富士見市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全国学力・学習状況調査の結果について（速報）

《令和４年度全国学力・学習状況調査の結果から（小６および中３）》

小学校６学年の傾向**【学力問題より】****1 成果**

- (1) 国語・算数ともに全体の平均正答率は、全国の平均正答率を下回っているものの、国語・算数は令和３年度より差が１．０ポイント以上縮まっている。（資料１）
- (2) 国語においては、「話すこと・聞くこと」「読むこと」に関して、全国を超える正答率となっている。（資料２－国語）
- (3) 算数においては「変化と関係」の領域において、全国に近い正答率となっており、全国正答率を上回った問題が２問ある。（資料２－算数）
- (4) 理科において、全国の正答率を上回った問題が３問あり、実験の過程や得られた結果を適切に記録できる児童が全国より高い。（資料２－理科）

2 課題

- (1) 国語・算数ともに無回答率が全国よりも高い。特に国語の短答式、記述式の問題に対しての無回答率が高い。（資料２－国語、算数）
- (2) 漢字の基礎基本の定着が課題である。（資料２－国語）
- (3) 算数においては、図形の構成に関する問題に困難さを感じている傾向がある。（資料２－算数）

【質問紙より】（資料３、４）**1 成果**

- (1) 学校の授業時間以外に普段（月曜日～金曜日）、１日当たりどれくらいの時間勉強しますか（３時間以上）の回答率は、11.8%（県 11.5%、全国 11.3%）と県、全国より高い。
- (2) ５年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか（週１回以上）の回答率は、84.4%であり、全国（83.2%）より高い（県 87.5%）。

2 課題

- (1) 「学校に行くのは楽しいと思いますか」の肯定的回答は、県、全国平均と比べて6%以上低い（市 79.4%、県 86.9%、全国 85.4%）。
- (2) 「人が困っているときは、進んで助けていますか」の肯定的回答は、県、全国平均と比べて4%以上低い（市 84.8%、県 90.3%、全国 88.9%）。
- (3) 地域への意識が低い傾向にある（「今住んでいる地域の行事に参加していますか」肯定的回答 43.6%（県 50.4%、全国 52.7%）「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」肯定的回答 48.3%（県 53.7%、全国 51.3%。))。

中学校 3 学年の傾向

【学力問題より】

1 成果

- (1) 国語、数学ともに、全国・県平均とほぼ同じ正答率である。領域ごとの正答率も全国・県と同様の傾向が見られる。（資料 1）
- (2) 国語では漢字や言語に関する問題、数学ではデータの活用を問う問題、理科では生命を柱とする領域の問題について正答率が高い。（資料 5－国語、数学、理科）
- (3) 無回答率は、県、全国より低い傾向が見られる。（資料 5－国語、数学、理科）
・国語では選択式問題、数学では短答式問題は正答率が高いが、国語、数学、理科ともに、記述式の正答率は低く、県、全国との正答率の差が大きい。
（資料 5－国語、数学、理科）

2 課題

- (1) 国語では、県、全国と同様に「書くこと」の正答率が低い傾向が見られる。
（資料 5－国語）
- (2) 数学では、関数について、県、全国より正答率が低い傾向が見られる。
（資料 5－数学）
- (3) 理科では、「エネルギー」を柱とする領域で、県、全国より正答率が低い傾向があり、特に、「思考・判断・表現」を問う問題に課題がある。（資料 5－理科）

【質問紙より】（資料6、7）

1 成果

- (1) 「自分にはよいところがあると思いますか」について、「当てはまる」と回答した割合は 39.9%で、県平均と差はないが、全国平均より高い（県 40.5%、全国 36%）。
- (2) 「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」について、「当てはまる」と回答した割合は 46.6%で、全国平均より高い（県 47.5%、全国 39.9%）。
- (3) 「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」の肯定的回答は 69.6%で、県平均とは差はないが、全国平均より高い（県 69.7%、全国 67.1%）。
- (4) 「人が困っているときは、進んで助けていますか」の肯定的回答は 91.4%で、県平均、全国平均より高い（県 89.6%、全国 88.4%）。
- (5) 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」では、「2時間以上」と回答した割合は 46.3%で、県、全国平均よりも高い（県 42.4%、全国 35.2%）。
- (6) 「学級の生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」の肯定的回答の割合は 83.6%で、県平均、全国平均より高い（県 82.5%、全国 78.7%）。

2 課題

- (1) 「朝食を毎日食べていますか」の「している」と回答した割合は 79.1%（県、全国ともに 79.9%）、「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」の「している」と回答した割合は 35.5%（県 39.3%、全国 37.0%）、「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」の「している」と回答した割合は 53.9%（県 56.4%、全国 56.8%）と県、全国平均より低い。
- (2) 「携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」について、「きちんと守っている」と回答した割合は 30.2%で、県平均、全国平均より低い（県 34.1%、全国 32.2%）。
- (3) 「1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」について「週1日以上」と回答した割合は 74.9%で県、全国平均より低い（県 83.4%、全国 80.6%）。

埼玉県学力・学習状況調査の結果について（速報）

《令和4年度埼玉県学力・学習状況調査の結果から（小4～中3）》

埼玉県学力・学習状況調査の特徴

- 1 各学年とも前学年での学習内容に関する調査となる。
- 2 小学校4年から中学校3年まで個人番号で管理するため、進級・進学後もその児童生徒の学力の伸びの経年変化を確認できる。
- 3 調査開始8年目となり、同一集団の「学力の伸び」の経年変化がわかる。
- 4 「学習した内容が身につけているのか」という今までの視点に、「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という新たな視点に加わっているのが全国学力・学習状況調査と異なる。よって、県の平均値を上回っているかどうかに着目するのではなく、どれだけ個人や集団が伸びたかを確認できる。
- 5 市教委や各学校に、集団を5分類したグラフが提供されており、どのレベルの児童生徒が伸びているか、伸びていないかがわかるようになっている。
 - ①最上位の児童生徒が属するレベル
 - ②上位から25%に位置する児童生徒が属するレベル
 - ③中央に位置する児童生徒が属するレベル
 - ④上位から75%に位置する児童生徒が属するレベル
 - ⑤最下位の児童生徒が属するレベル

富士見市の傾向

【学力調査より】

- 1 成果
 - (1) 平均正答率は、県平均より下回っている学年・教科が多いが、学年が上がるにつれ、県平均との差が小さくなっていく傾向にある。（資料2、3）

※中2国語、数学、英語、中3数学は県平均を上回っている。
 - (2) 無回答率は、小学校で高くなっているが、学年が上がるにつれ低くなっている。

※中2、中3は県の無回答率より低くなっている。
 - (3) 学力の伸びは、県と同程度であり着実な伸びが見られる。小学校算数は県の伸びを上回っている。（資料4）

※中学校2年生の国語の伸びは、県と比べ2段階高い。
 - (4) 学力の伸びの状況は、中1～3（昨年度の小6～中2）において、どの階層も着実に伸びているが、特に上位層と下位層の伸びがよい。（資料4）

2 課題

- (1) 小学校5年生国語において、県と同様に中位層の伸びが見られなかった。(資料4)

【質問紙調査より】

1 成果

- (1) 「規律ある態度」のうち、「約束やきまりを守ることができる」において、「話を聞き発表する」を除いた18項目(6学年×3項目)中、12項目が県平均を上回っている。(資料5)
- (2) 「学級での生活は楽しかった」「先生や友達は自分のよいところを認めてくれた」は、9割程度の児童生徒が肯定的な回答をしている。(資料6)

2 課題

- (1) 「自分には、よいところがあると思いますか」や「将来の夢や目標をもっていますか」の回答率の割合は、昨年度に比べて低い傾向が見られる。(資料6、7)
- (2) 小学校において、国語や算数でパソコンやタブレットを使って授業を行う(週1～2回以上)回答率の割合は、高い傾向が見られるが、中学校2、3年の回答率の割合は、低い傾向が見られる。(資料6)
- (3) 「テレビゲーム(コンピューターゲーム)をしたり、携帯電話(スマートフォン)を使ったりすることについて、家の人と約束を決めていますか」の回答率の割合は、小学校6年、中学校3年で低い傾向が見られる。(資料6)

令和4年度第10期子ども大学☆ふじみ事業実施報告

【通常講義】

- 1 実施期間 令和4年6月11日（土）～9月10日（土）の7日間
 2 会 場 淑徳大学、富士見市立市民総合体育館、富士見市役所
 3 対 象 富士見市内在住・在学の小学校4年生から6年生
 4 入 学 者 定員40人（申込61人）

学年	男	女	合計
4年生	11	7	18
5年生	5	3	8
6年生	7	7	14
合 計	23	17	40

- 5 主 催 子ども大学ふじみ実行委員会

6 講義日程

日時	実施場所	内容・講師	出席
6.11(土) 13:00～16:00	淑徳大学 (三芳町)	○入学式 ○すすめ！淑徳大学調査団！ 淑徳大学教育学部学生のみなさん	34人
6.18(土) 14:00～16:00	市民総合 体育館	○テレビ番組の裏側をのぞいてみよう！ ～やってみよう☆アナウンサー体験～ テレビ朝日広報局お客様フロント部 田邊 美樹 先生	34人
7.16(土) 10:00～12:00	市民総合 体育館	○富士見市の農業を学ぼう！ ～おいしいごはん・野菜ができるまで～ 富士見市の農家のみなさん	36人
7.29(金) 14:00～16:00	市民総合 体育館	○身近なモノをプログラミングしよう！ ～プログラミングのある世界とない世界～ 株式会社エデュソル代表・株式会社スコップCGO 岡本 弘毅 先生	33人
8.10(水) 9:00～12:00	富士見 市役所	○開会☆子ども市議会（市制施行50周年記念事業） ～市役所と市議会のしくみを学ぼう！～ 富士見市長と市役所のみなさん、富士見市議会議長と市議会のみなさん	32人
8.27(土) 14:00～16:00	市民総合 体育館	○からだではなそう！ ～動いて伝える、身体コミュニケーション～ 立教大学現代心理学部特任教授 砂連尾 理 先生	35人
9.10(土) 13:00～16:00	淑徳大学 (三芳町)	○SDGsを学ぼう！ ～みんなでつくる、持続可能な世界～ JICA海外協力隊（2015年度4次隊）矢田部 建佑 先生 JICA海外協力隊（2018年度2次隊）熊 あゆみ 先生 ○修了式	37人

【1日目：入学式、すすめ！淑徳大学調査団！】



- ・最初は仲良くできるか不安だったけど、新しくお友だちができてよかった。
- ・班のみんなと協力したり話し合ったりして、スタンプを集められた。ナゾナゾもあって、楽しかった。

【2日目：テレビ番組の裏側をのぞいてみよう！】



- ・番組を作るには、何万人もの努力が必要ということにおどろいた。
- ・アナウンサーやタイムキーパー、ディレクターの仕事が、実際にできたことが楽しかった。

【3日目：富士見市の農業を学ぼう！】



- ・ いっぱい富士見市の野菜のことが知れて楽しかった。
- ・ 心をこめて野菜を食べようと思った。

【4日目：身近なモノをプログラミングしよう！】



- ・ プログラミングが身近なところに思っていたよりもたくさんあって驚いた。
- ・ みんなとプログラミングを考えて、プログラムを作るのが楽しかった。

【5日目：開会☆子ども市議会】



- ・ 子ども市議会で緊張したけど、自分の意見を言えて楽しかった。
- ・ 市長さんの部屋に入らせてもらったことはあったけど、議長さんの部屋は初めてだった。市長さんなどに質問して富士見市の新しいことも知れた。

【6日目：からだではなそう！】



- ・アイヌのバッタ踊りが独特で楽しかった。
- ・体でダンスをして、思いつかなかった動きも他の班がやっていてすごかった。

【7日目：SDGsを学ぼう！、修了式】



- ・世界と私たちはつながっていることが分かった。
- ・SDGsって言われるとなにかは分かるけど、あまり考えていなかった。今回の授業でSDGsが近くなった気がした。もっと知りたいと思った。

【特別記念講演（市制施行50周年記念事業）】

- 1 内 容 夢をかなえる3つの魔法～未来のためのキャリアデザイン～
- 2 講 師 大 畠 崇 央 氏（元ウォルト・ディズニーシニアプロデューサー、
『ディズニー流感動を生む企画の秘密』著者）
- 3 日 時 令和4年8月6日（土）午後1時～（開場 午後12時30分）
- 4 会 場 キラリ☆ふじみ メインホール
- 5 対 象 市内在住・在勤・在学の方
- 6 参 加 者 173人（申込218人）
- 7 主 催 子ども大学ふじみ実行委員会

【特別記念講演：夢をかなえる3つの魔法】



イングリッシュサマーキャンプ及び英検補助金の取組状況について

1 イングリッシュサマーキャンプ（令和4年度）

（1）概要

対 象：市内在住かつ在学の小学3・5年生

会 場：ふじみ野交流センター、鶴瀬西交流センター、ピアザ☆ふじみ

開催方法：午前コース（9:30～12:00）と午後コース（13:30～16:00）に分けて
2日間にわたり開催

開催日時：3年生（7月28・29日）、5年生（8月2・3日、8月18・19日）

内 容：AETを講師として、英語のみでの会話、海外生活の疑似体験、クイズ大会や工作など

参加費：3年生（200円）、5年生（500円）

（2）参加状況

	募集人数	応募人数	当選人数
3年生	40名	116名	40名
5年生	80名	68名	68名

（3）主な成果と課題

児童は、クラフトやクイズ大会などを通じて、7名のAETとともに数多くの英語に楽しみながら触れることで、英語への関心を高めることができた。

令和4年度は、3年生について募集人数を大きく上回る応募があった一方で、5年生は募集人数を割る応募結果となった。今後、募集人数や周知方法について検討していく。

（4）活動の様子



2 英語検定補助金について

（1）概要

対象：市内在住又は在学の小学6年生（5級以上）、中学3年生（3級以上）

内容：児童生徒1人につき、受検費用1,000円補助（同一年度内に1回まで）

（2）申請実績（令和3年度）

小学6年生 44名（前年度51名）、中学3年生 94名（前年度105名）

（3）主な成果と課題

英検受検への意欲を高め、児童生徒の英語能力向上に効果がある。

補助金の申請実績を伸ばすため、学校や保護者への周知等について工夫する必要がある。

市制施行 50 周年記念事業「水子貝塚星空シアター2022」実施報告

- 1 日 時 令和4年9月3日（土）午後3時～8時
- 2 会 場 水子貝塚公園
- 3 来園者 約1,200人（映画鑑賞者470人）
- 4 主な成果 新型コロナウイルス感染症対策として、お神輿などの子ども行事の中止、映画鑑賞の事前申込制、模擬店の食料の販売中止など、規模を大幅に縮小して3年ぶりに開催した。

太鼓やダンスなどのステージ発表、まが玉づくりや槍投げ、火起こしなどの体験を中心とした内容であったが、多くの来園者があり、「久しぶりの開催が嬉しい」「また来年もぜひ開催して欲しい」等の声が寄せられた。

また、映画上映前には市制施行50周年のPR動画を上映したほか、ららぽーと富士見を第2会場として同日同時刻に同作品（「ペット2」）を上映した（鑑賞者約150人）。



ステージ発表（富士見太鼓）



模擬店（射的）



火起こし体験



槍投げ体験



実行委員長あいさつ



映画鑑賞